

答 申 書  
(答申第47号)  
平成19年2月28日

---

1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保育園に係る資金収支予算書を一部開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、〇〇〇〇〇〇〇保育園（〇〇〇市）認可申請書一式及び認可書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、「児童福祉施設の設置許可について」に関する決定書（平成18年3月22日付け石保子第10189号）を特定し、この公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報又は同条同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた情報のうち、〇〇〇〇〇〇〇保育園平成18年度資金収支予算書の収入の部及び支出の部（以下「本件公文書」という。）の非開示部分（以下「本件非開示情報」という。）の開示を求めていることから、本件処分のうち当該部分を2号情報に該当するとして非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件公文書については、財務情報であり、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することによって、当該法人の事業運営に影響を及ぼす懸念があることから、2号情報に該当すると主張する。

また、文部科学省が示している学校法人に対する公文書の開示基準の事例として、法人の会計関係書類については、大科目以外の小科目が非開示とされていることから、本件についても、これを準用したものであると主張する。

ウ 本件非開示情報は、補助金収入に係る部分以外の小科目の科目名及び金額（大科目に小科目が一つの場合を除く。）並びに摘要欄の記述である。

2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観

的に判断して行うものとされている。

学校法人の財務に関する情報を、条例により、どの程度まで開示すべきかについては、学校法人の公的性格を考慮の上、これを開示することによって生じるその法人の不利益を検討することになるが、本件非開示情報については、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該法人の財政状態及び独自の経営戦略を示すものであることから、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報を開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 条例第11条の該当性について

ア 本件非開示情報については、異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件公文書に記載されている内容が、保育園児や職員の生命、身体、健康維持に関する情報である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断する。

イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量し判断すべきものと解される。

ウ 異議申立人は、本件非開示情報は公益上開示の必要がある旨主張するが、本件非開示情報が、当該法人の資金収支予算書（平成18年度）のうち大科目以外の小科目の科目名及び予算額であることから判断すれば、本件非開示情報を開示することが、人の生命、身体、健康又は生活を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

したがって、上記(3)で非開示妥当と判断した部分について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとはいえない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号45）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出</li> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li> </ul>
平成18年11月27日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成18年12月18日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年1月24日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年2月19日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成19年2月27日 （第19回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成19年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>